

2026 年秋（9 月）再入学

東洋大学に再入学するにあたっての再入学手続（在留資格等）について （日本国以外の国籍を有する者）

I. 共通事項

- (1) 在留資格
- 本学に再入学する外国籍の方（日本国以外の国籍を有する者）は 2026 年 9 月 16 日時点で「留学」または他の中長期在留資格を有している必要があります。「短期滞在」の在留資格で本学に再入学することはできません。
- (2) 在留資格「留学」について
- 本学に再入学を許可された外国籍の方は、「留学」の在留資格を申請することができます。
- | | | |
|------|------------------------|---|
| 学部生 | | ・第 2 部・イブニングコース（夜）に入学する場合、在留資格「留学」を取得できません。 |
| 大学院生 | 2026 年
秋（9 月）
入学 | ・経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻中小企業診断士登録養成コースに入学する場合、在留資格「留学」を取得できません。 |
- (3) 外国人留学生対象の制度の利用
- 外国人留学生対象の授業料減免、奨学金受給等の制度は、在留資格が「留学」の外国人学生が申請できるものです。日本に長期に滞在できる「留学」以外の在留資格でも再入学・在学することはできますが、その場合は外国人留学生対象の授業料減免、奨学金受給等の制度は利用できません。外国人留学生対象の制度利用を希望する場合は、在留資格変更許可申請を行ってください。
- (4) 留意事項
- 在留資格申請にかかる所定の手続、再申請、取消訴訟等により、授業を欠席する等に伴う不利益について、本学は一切の責任を負わないものとしますので、ご注意ください。
- (5) その他
- 入国前に必要な情報は、Web サイト <https://www.toyo.ac.jp/academics/international-exchange/enroll/prearrival/> でお知らせしますので、必ずご確認ください。

II. 有効な在留資格がある場合（日本に居住している方）

すでに在留資格「留学」または他の中長期在留資格を有している場合でも、現在の在留資格期限に応じて在留期間更新申請または在留資格変更申請を行ってください。ただし、下記項目に該当する場合は、一度出国し、「III.有効な在留資格がない場合」と同じ手続を求める場合があります。この場合、本学では「留学」の在留期間更新許可申請は行いません。

- ①本学入学前に在籍している教育機関で「留学」の在留資格を取得しており、前の教育機関の課程修了（卒業）から本学への入学までの期間が3カ月以上あいている場合
- ②本学入学前に在籍している教育機関で「留学」の在留資格を取得しており、時期に関係なく前の（または現在在籍している）教育機関の課程を修了（卒業）せずに退学をした（またはする予定）場合等、本学が在留期間更新許可申請は不適切と認めた場合
- ※事情により、「在留資格認定証明書」の交付が2026年9月16日の入学に間に合わない場合もありますが、授業を欠席する等に伴う不利益について、本学は一切の責任を負わないものとしますので、ご注意ください。
- ※「短期滞在」の在留資格では、大学に在籍することはできません。入学前に中長期の在留資格を取得する必要がありますので、「III. 有効な在留資格がない場合」と同じ手続を行ってください。
- ※学費及び日常生活費を十分に支弁できることを証明するため、【IV.（外国籍の方）在留資格「留学」を希望する入学者の提出書類】に記載の経費支弁能力証明書を提出する必要があります。（オンライン利用入試を利用した方は、すでに提出をしているため、新たに提出する必要はありません。）
- ※入学前に在籍した教育機関における在籍状況（日本語学校の出席率、大学・専門学校の成績等）が著しく不良である場合、在留資格更新に影響する可能性があります。特に、日本語学校等の出席率が80%未満の場合は、出入国在留管理庁による在留資格更新審査において不許可となる可能性が高いことから、本学でも在留資格更新手続を認めないことがあります。

- (1) 再入学取り消し
- 2026 年 9 月 16 日時点で、「留学」または他の中長期在留資格を取得していない場合（「在留期間更新申請中」または「在留資格変更申請中」は除きます。）は、本学への再入学許可は 2026 年 9 月 15 日付けで取り消しとなります。この場合は、所定の手続を行うことで入学金を除く納付金を返還します。ただし、「在留期間更新申請中」、「在留資格変更申請中」には再申請又は取消訴訟にかかる期間を含みます。
- (2) 除籍
- 2026 年 9 月 16 日時点で、「在留期間更新申請中」または「在留資格変更申請中」の場合で、2026 年 11 月 15 日までに在留期間更新許可又は在留資格変更許可が確認できない場合は、本学が定める日付で除籍となりますので早めに手続を行ってください。除籍の場合は、所定の手続を行うことで、入学金を除く納付金を返還します。なお、「在留期間更新申請中」、「在留資格変更申請中」には再申請又は取消訴訟にかかる期間を含みます。
- (3) 在留期間の更新・在留資格の変更

- ① 日本語学校などの前通学先における出席率が80%を下回っている場合、在留期間の更新申請が不許可となるリスクが非常に高まります。万が一、更新が認められなかった際には、（１）入学が取り消されることとなりますので、ご注意ください。
- ② 入学前に「留学」の在留期間を更新する必要がある場合は、現在所属している教育機関にて更新を行ってください。
- ③ 入学前に他の在留資格から「留学」に変更を希望する場合、または現在所属している教育機関を退学する場合は、下記問い合わせフォームよりお問合せください。
- お問合せフォーム：<https://forms.gle/MLLPBiLVQvecjCS68>

●申請について

対象者	◆現在、在留資格「留学」を有する者 ◆在留期限（在留カード満了日）が以下の者 2026 年秋（9 月）入学：原則 2026 年 10 月～12 月 ※2026年10月前に在留期限を迎える場合は、現在所属している教育機関にて更新を行うこと。 ※他の在留資格から「留学」に変更をご希望の方、または現在所属している教育機関を退学する方は、下記問い合わせフォームよりお問合せください。 お問合せフォーム https://forms.gle/MLLPBiLVQvecjCS68
手続方法	①9 月初旬より PUGS（東洋大学在留資格申請システム）(noreply-pugs@tugs.co.jp) から在留カードの登録依頼が送られます。 ②メールを受信後、速やかに在留カードの情報を PUGS に登録してください。 ③在留期間更新対象の方は、上記 PUGS から別途案内が送られます。メールを受信しましたら、下記マニュアルに沿って、更新手続きに必要な情報及び書類を PUGS に登録してください。 PUGS の使用方法： https://sites.google.com/tugs.co.jp/pugs/Home/Applications/Extension ④入力内容確認後、大学にてオンライン代理申請を行います。 ※ 原則大学で代理申請を行うこととなりますので、自身で申請しないでください。 ⑤出入国在留管理庁での審査終了後、通知メールが送付されます。大学より結果通知を配布しますので、指定窓口で受け取ってください。 2026 年秋（9 月）入学：9 月 13 日までは全員白山キャンパス 東洋大学在留資格サポートオフィス、9 月 14 日以降は各キャンパス指定窓口。 ⑥結果通知、在留カード、パスポートをお持ちの上、指定の出入国在留管理局にて新しい在留カードを受領してください。
受付窓口	東洋大学在留資格サポートオフィス 場所：白山キャンパス 8 号館 2F 受付時間：月曜日～金曜日 9:30～17:00 E-mail: toyo-pugs@tugs.co.jp 来室は入構制限期間および土・日・祝日は除く。 入構制限期間は本学 Web サイト（ https://www.toyo.ac.jp ）で確認してください。
Web サイト	https://www.toyo.ac.jp/academics/international-exchange/enroll/immigration_visa/

Ⅲ. 有効な在留資格がない場合（日本に居住していない方）

- 本学に再入学するには 2026 年 9 月 16 日時点で、「留学」もしくは他の中長期在留資格を有していることが必要です。手続に時間がかかる場合でも、2026 年 10 月 15 日までに、在留資格認定証明書の交付およびビザ（査証）の発給を受けて来日し、本学に在留カードを提出し、所定の手続を完了させる必要があります。
- （１）在留資格認定証明書の代理申請について（在留資格「留学」のみ代理申請します）
- ① 所定の再入学手続が完了した時点で、本学指定の行政書士を通して出入国在留管理庁に対し「在留資格認定証明書交付」の代理申請を行うことができます。出入国在留管理庁による審査の後、「在留資格認定証明書」が交付されます。その後、PUGS（東洋大学在留資格申請システム）から各自ダウンロードし、ただちに自国または在住国の在外日本公館にてビザ（査証）の発給手続を行ってください。
- ② **学費及び日本での生活費を十分に支弁できることを証明するため、【Ⅳ.（外国籍の方）在留資格「留学」を希望する入学者の提出書類】に記載の経費支弁能力証明書を提出する必要があります。**
- ③ フィリピン・ベトナム・ネパールの国籍を有する方は、「結核非発病証明書」の提出が必要となります。必ず以下のサイトをご確認ください。
厚生労働省ホームページ（入国前結核スクリーニング）<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>
- ④ 過去に日本に滞在し、日本語学校等に在籍したことがある場合、その時の日本語学校等の出席状況も審査の対象となります。出席率および成績取得状況が不良の場合、「在留資格認定証明書」が不交付になる可能性がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 在留資格認定証明書については出入国在留管理庁が、ビザ（査証）取得については在住国の在外日本公館がそれぞれ審査を行います。
- ⑥ 不交付、不発給となった場合について、大学は一切責任を負いません。なお、在留資格認定証明書不交付に伴う再申請の代理申請は行いません。
- ⑦ 日本国内で在留資格「短期滞在」から「留学」に資格変更することは原則できません。必ず自国または在住国の在外日本公館よりビザ（査証）の発給を受けてから来日してください。
- （２）再入学許可の取り消し
- 2026 年 10 月 15 日までに、在留カードの取得が確認できない場合は、再申請、取消訴訟等にかかる期間を含む一切の理由にかかわらず、本学への再入学許可は 2026 年 9 月 15 日付けで取り消しとなります。この場合は、所定の手続を行うことで納入済みの場合は入学金を除く納付金を返還します。

(3) 除籍

2026 年 10 月 15 日までに、在留カードを取得しているにもかかわらず、所定の手続を行わなかった場合は、2026 年 10 月 15 日付けで除籍となります。この場合は、入学金および納付金（秋学期分）は返還しません。

IV. (外国籍の方) 在留資格「留学」を希望する入学者の提出書類

詳細案内：<https://www.toyo.ac.jp/academics/international-exchange/enroll/prearrival/status-of-residence-admission/>

本学では外国人留学生の適切な受入れを行うため、出入国在留管理局の規定および文部科学省の指導に基づき、日本に在留中の一切の経費（学費及び生活費）を支弁する能力、および日本語学校における出席率を確認しております。

外国籍で在留資格「留学」を希望する方は、以下の通り、指定された提出期間内に、1. 経費支弁能力証明書類、2. 日本語学校の出席率証明書（該当者のみ）を必ず提出してください。なお、書類に虚偽の記入や改ざんが発覚した場合は、合格後であっても入学資格を取り消します

【学部】

日本語学校の出席率証明書（該当者のみ）

日本国内の日本語学校に在籍している方、または過去に在籍していた方は、出席率証明書をご提出ください。

提出方法：入学手続き前までにメールでご連絡いたします。

【注意事項】

- ・各種証明書は、大学への提出日から「3 カ月以内」に発行されたものをご提出ください。
- ・日本国内の日本語学校長が発行し、公印が押印されているものをご提出ください。
- ・在籍期間および出席率が記載されているものをご提出ください。

※出席率が 80%未満の場合は、出席率が低下した理由を記載した理由書（様式自由）を必ず添付してください。

※傷病や不慮の事故等が原因で出席率が低下した場合は、理由書に加え、診断書や事故証明書など、その事実を客観的に確認できる資料も併せてアップロードしてください。

※複数の日本語学校に在籍したことがある場合は、過去に在籍したすべての日本語学校の出席率証明書をご提出ください。

※出席証明書を提出できない場合は、在学していた学校情報（学校名、住所等）と在籍期間と証明書が提出できない理由を任意様式にてご提出ください。

⚠【重要】 在留資格「留学」の取得および在留期間の更新にあたっては、経費支弁能力に加え、日本語学校における出席率も出入国在留管理局による審査の対象となります。特に、日本語学校における出席率が 80%未満の場合は、在留期間更新が認められない可能性が高くなります。また、出席状況が著しく不良である場合は、本学にて在留資格更新に必要な手続を行えない場合があります。

【大学院】

●提出期間および提出方法（提出書類 1. 2. 共通）

時期	提出期間	提出方法
2026 年秋入学合格者	2026 年 9 月 3 日（木） ～9 月 8 日（火）	Google フォームよりご提出（データのアップロード）をお願いいたします。 https://forms.gle/m4uVWShMbJbdSwe67 

●提出書類

1. 経費支弁能力証明書類（全員）

ご自身の経費支弁者区分に応じて、以下の書類をご用意ください。

(1) 「学生本人」が経費を支弁する場合

学生本人名義の預金残高証明書

経費支弁能力確認基準額：「1 年間の生活費（約 150 万円）」 + 「本学を修了するまでの学費（初年度納付金等含む）」以上の預金

(2) 経費支弁者が「収入のある親族等」の場合

① 経費支弁者名義の預金残高証明書

経費支弁能力確認基準額：「1 年間の生活費（約 150 万円）」 + 「本学を修了するまでの学費（初年度納付金等含む）」以上の預金

② 支弁者（学費や生活費を支払う方）との続柄（親戚関係）を証明する書類

③ 経費支弁者の収入証明書（所得証明書、納税証明書、在職証明書等）

※①の証明書の金額が上記の基準額を下回る場合は、併せて③の証明書も提出してください。その場合、①③の証明書を合わせて上記の経費支弁能力確認基準額を見込めるかを確認します。

- (3) 経費支弁者が「収入のない親族等」の場合
- ①経費支弁者名義の預金残高証明書
- 経費支弁能力確認基準額：「1 年間の生活費（約 150 万円）」 + 「本学を修了するまでの学費（初年度納付金等含む）」以上の預金
- ②支弁者（学費や生活費を支払う方）との続柄（親戚関係）を証明する書類

※経費支弁能力証明書、および日本語学校の出席率証明書に関する詳細については、必ず以下をご確認ください。

<https://www.tugs.co.jp/wp-content/uploads/2026/07/8fce873877bb1c33cf734b0a9ffbfa7e.pdf>

- 【注意事項】
- ・各種証明書は、大学への提出日から「3 カ月以内」に発行されたものをご提出ください。
 - ・残高証明書の通貨単位は問いません（日本円以外の通貨も可）。
 - ・日本語または英語以外の言語で作成された証明書には、必ず日本語または英語の翻訳文（パソコン作成）を添付してください。
 - ・翻訳文には、「翻訳者氏名」「翻訳日」「申請者との関係」を必ず明記してください。
 - ・有価証券、株式、不動産等の証明書は資金証明として使用できません（必ず「預金残高証明書」をご提出ください）。

 **【重要】** 十分な経費支弁能力が確認できない場合、出入国在留管理局による在留資格「留学」の交付（COE 不交付）や在留期間の更新が認められず、本学での修学を継続できなくなる（除籍となる）リスクがあります。必ず基準を満たす証明書類をご準備ください。

2. 日本語学校の出席率証明書（該当者のみ）

日本国内の日本語学校に在籍している方、または過去に在籍していた方は、出席率証明書をご提出ください。

- 【注意事項】
- ・各種証明書は、大学への提出日から「3 カ月以内」に発行されたものをご提出ください。
 - ・日本国内の日本語学校長が発行し、公印が押印されているものをご提出ください。
 - ・在籍期間および出席率が記載されているものをご提出ください。

※出席率が 80%未満の場合は、出席率が低下した理由を記載した理由書（様式自由）を必ず添付してください。

※傷病や不慮の事故等が原因で出席率が低下した場合は、理由書に加え、診断書や事故証明書など、その事実を客観的に確認できる資料も併せてアップロードしてください。

※複数の日本語学校に在籍したことがある場合は、過去に在籍したすべての日本語学校の出席率証明書をご提出ください。

※出席証明書を提出できない場合は、在学していた学校情報（学校名、住所等）と在籍期間と証明書が提出できない理由を任意様式にてご提出ください。

 **【重要】** 在留資格「留学」の取得および在留期間の更新にあたっては、経費支弁能力に加え、日本語学校における出席率も出入国在留管理局による審査の対象となります。特に、日本語学校における出席率が 80%未満の場合は、在留期間更新が認められない可能性が高くなります。また、出席状況が著しく不良である場合は、本学にて在留資格更新に必要な手続を行えない場合があります。

●在留資格認定証明書の代理申請について

手続方法	PUGS（東洋大学在留資格申請システム）に登録後、ログインし、申請情報の入力、必要書類を提出してください。 PUGS アカウント登録用 URL: https://toyo-pugs.com/sp/entry PUGS ログイン URL: https://toyo-pugs.com/sp/login PUGS 使用マニュアル： https://sites.google.com/tugs.co.jp/pugs
データ送付期限	メール受信後1 週間以内に提出してください。 ※書類の発行等に時間を要する可能性がある場合は、事前にお早めに下記の問い合わせ先までご相談ください。
注意事項	提出書類の氏名は必ず <u>パスポートの英字表記</u> で記載してください。書類不備で不許可となった場合、大学は一切責任を負いません。
問い合わせ先	東洋大学在留資格サポートオフィス 場所：白山キャンパス 8 号館 2 F 受付時間：月曜日～金曜日 9:30～17:00 E-mail： toyo-pugs@tugs.co.jp

●入学手続に関するお問い合わせ先

合 格 学 部	問 い 合 わ せ 先	
文学部	文学部教務課	https://forms.gle/cnqbJn57V7TzFMKX7
経済学部	経済学部教務課	https://forms.gle/vHKkSjokxqPCQYTb6
経営学部	経営学部教務課	https://forms.gle/ce18YsceyNqEvQtf8
法学部	法学部教務課	https://forms.gle/RUTrdDpptBZC1CgNA
社会学部	社会学部教務課	https://forms.gle/e45r66gWR2H5tpLEA
国際学部	国際学部教務課	ml-grs-kyomu@toyo.jp
国際観光学部	国際観光学部教務課	https://forms.gle/7qQFFM1mPEYoKQV37
理工学部	川越事務部川越事務課	https://forms.gle/q8iw39UsrCuP1hBM9
総合情報学部		
生命科学部	朝霞事務部朝霞事務課	https://forms.gle/aYAXQ1E5heeKGMd6A
食環境科学部		
情報連携学部	赤羽台事務部赤羽台事務課（INIAD）	ml-iniad-fs@toyo.jp
ライフデザイン学部	赤羽台事務部赤羽台事務課（WELLB）	mlakyo@toyo.jp
福祉社会デザイン学部		
健康スポーツ科学部		

●在留資格、ビザ（査証）等に関するお問い合わせ先

問 い 合 わ せ 先	
東洋大学在留資格サポートオフィス	toyo-pugs@tugs.co.jp